

業務要求水準書(案)に関する意見・提案及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	意見・提案	回答
1	1	1							用語の定義	本件の内容を的確に理解するため、要求水準書に用語の定義を記載いただきたく、ご検討ください。	作成予定はありません。 定義が不明な用語については、対話時や入札公告後の質問にて問い合わせてください。
2	9	1	6.	(1)			b		著作権	「市は当該成果物の内容を自由に公表することができる」とありますが、独自のノウハウの部分(入札金額の明細、事業計画の詳細、詳細プラン等)もありますので、公表前に事前に事業者の了解を得るようにして頂けますようご検討をお願い致します。	ノウハウに係る部分については、公表前に事前に事業者を確認します。
3	82	9	2.	(4)					施設運営	キャンセル料が無料、または少額の減免団体が利用日直前にキャンセルする場合は他施設で散見されます。そういった利用方法が一般利用団体の利用促進を低下させるため、減免申請団体に対し一定のペナルティ等の措置を設けていただきたい。	ご意見承りました。検討いたします。
4	84	9	3.	(1)	3)	③	a		利用料金の徴収	直前でのキャンセルを可能な限り少なくするため、事前入金がない場合はキャンセル扱いにすることは可能でしょうか。ご検討ください。	ご意見承りました。検討いたします。
5	90	10	1.	(2)	2)				自由提案施設	自由提案施設が事業開始後、採算面、施設の陳腐化等により、休止または中止する場合、貴市の承諾をいただければ休止または中止可能にしていたいただきたく、ご検討ください。	提案した自由提案事業については、原則は提案期間中は実施していただきます。 自由提案事業と自由提案施設事業の一部又は全部については、事前に市と協議を行ったうえで、市の判断により休止又は中止させることができます。
6	91	10	1.	(5)					行政財産の使用許可と使用料	本事業での自由提案事業は市民の健康・福祉の向上や良質な公共サービスの提供による多くの市民の利用が期待される事業を目指すことから、使用料の算定については統一的な基準によらない見直しをお願いします。 記載の算定方法による建物の使用料は、およそ政令指定都市の中心部における賃貸オフィスビルの賃料と同程度となると思われます。特に、区分dは、民間では提供しにくい行政が中心に提供してきたサービスであることから、負担の軽減措置をとるべきと考えます。	算定方法については、「沼津市普通財産の売払い及び貸付けに関する要綱(平成27年7月31日 沼津市告示255号)」の通りです。

※ページ番号及び該当項目は適宜修正しています